

議会運営委員会

平成17年2月21日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄 ○里川宜志子 飯高 昭二
西谷 剛周 三木 誓士 中川 靖広

欠席委員 嶋田 善行

2. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

3. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 西谷委員、三木委員

委員長 おはようございます。嶋田委員からは風邪のため欠席の連絡を受けております。
ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。
最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。
会議録署名委員に西谷委員、三木委員を指名いたします。
両委員にはよろしく願いいたします。

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布いたしていますレジメのとおりであります。それでは、レジメに沿って進めてまいります。
協議事項1.（1）平成17年第2回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。
はじめに、会期日程についてを議題と致します。
本定例会については、すでにご案内がされておりますように、3月2日（水）から23日（水）までの会期を22日間ということで確認させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。第2回斑鳩町議会定例会は3月2日（水）から23日（水）までの会期は22日ということで決定させていただきます。

委員長 次に、付議予定議案についてを議題と致します。
総務部長に出席を願っていますので、付議予定議案について、概要説明をいただきたいと思っております。

(総務部長説明)

委員長 付議予定議案について、ただいま総務部長の方から概要説明を受けましたが、委員皆さんの方で、事前にお聞きしておくことがあれば、質疑意見等をお受けしてまいりたいと思いますので、質疑、意見等のある方はどうぞ。

(質疑なし)

委員長 質疑意見等はありませんか。
なければ、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということので了承しておきたいと思います。

委員長 次に、付議予定議案の審議方法ですが、議事日程、委員会付託表を参考にしていただければと思います。

議事日程に沿って、確認をしていきたいと思います。

はじめに、日程7. の報告第3号、監査結果報告についてですが、辰巳代表監査委員には、報告後、退席をされるということをお聞きしておりますので、よろしくお願いを致します。

次に、町長の施政方針説明のあと、続けて提出議案説明となりますと、説明時間もかなり長くなり、町長もお疲れになりますので、その点は配慮させていただき、施政方針説明が終わりましたら、議長の方で若干休憩を取っていただき、その後、提出議案の説明をしていただくということで、お聞きいたしておりますので、よろしくお願いを致します。

このことにつきましては、委員皆様方のご了解をいただけますか。

(異議なし)

委員長 それではそのように取扱っていただきますよう、議長にはよろしく
お願いいたします。

委員長 次に、日程 8．議案第 2 号、斑鳩町次世代育成支援地域協議会設置
条例についてから、日程 25．議案第 19 号、平成 16 年度斑鳩町水
道事業会計補正予算（第 3 号）について、までは、総括質疑の後、そ
れぞれ所管の常任委員会へ付託ということによろしいか。

（ 異議なし ）

委員長 付託先についても、委員会付託表でご確認をしておいていただきた
いと思います。

委員長 次に、日程 26．議案第 20 号、平成 17 年度一般会計予算から、
日程 32．議案第 26 号、平成 17 年度水道事業会計予算についてま
では、委員 7 名による予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託
されることとなりますが、各常任委員会で、あらかじめ予算審査特別
委員会に入ってください方を決めていただいておりますので報告させていただきます。

総務常任委員会から西谷議員、森河議員、小野議員。

厚生常任委員会から浦野議員、三木議員。

建設水道常任委員会から吉川議員、木澤議員。

ということで、お聞きしておりますがそれでよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 次に、日程 33．議案第 27 号、平成 16 年度斑鳩町公共下水道管
渠築造工事請負契約の変更についてですが、先ほどの総務部長の概要
説明にもありましたように、現在工事を進めている中で、場所的に土
質の状況が当初予想に比べ、大変硬い土質層にあたり予定通り工事が

進まない状況となっているとのことで、契約工期の3月17日完了が不可能な状態であることから、議会の議決を得て、工期を5月31日迄に変更をしたいというものであります。

本件については、最終工期が3月17日となっておりますことから本会議最終日23日の議決後では工期が過ぎてしまうこととなります。そこで、委員会付託を省略し、定例会初日の本会議で議決をお願いしたいとのことで、事前の所管委員会においても説明がされ、了承を得られているとのことでありますので、そのように取り扱いをしてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

本件については、定例会初日の本会議で委員会付託を省略し、提案説明の後、議決について諮ってもらうことで確認を致しておきます。

委員長 次に、ここで委員皆様方にお伺いしたいのですが、今後の工事請負契約にかかる議案書記載の取扱いについてです。工事請負契約にかかる議会の議決事項は、①契約の目的、②方法、③金額、④相手方等であり、議決の際、提出した議案に記載した事項を変更しようとするときには、今回のように変更議決が必要となります。

現在、議案書の中に工期を記入して議決を経ておりますことから、工期変更の必要が生じたときには、議会閉会中のときには臨時議会の招集をする必要も出てまいります。

また町長専決処分項目にも該当しないことから、次回から、契約議決の中の工期については、議案書には明記せず、参考として別添で工事箇所図と共に工期を明記できるようにさせていただきたいとの申出も受けております。

今後、この種の議案書には工期を記載せず、参考資料として別添で提出を求めるように確認をしておく方がよいのではないかとも思いま

すが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

中川委員 閉会中だったら臨時議会を開かないといけない事態もあり得るという事ですが、やはり議会が議決した工事である中で、なぜその工期、工期というのはスケジュールをたてて、きっちりした工期で、この期間内に仕上がるというスケジュールをたてて、まず工期ができてると思うんですよ。それを、延びた理由、何らかの事情で延びるという事ですから、議会が議決して何の不祥事で延びるか、という確認をするためにも、今後も工期も入れておいてもらうべきではないかなと、私は思います。

西谷委員 私も、安易に申し合わせみたいな感じで、参考資料だけに工期を載せるとなったら、最終的には工期があってないような、安易に延ばされる可能性があるから、最初に決めた工事については基本的にそれを遵守してもらおう。そして、それを変更するためには臨時議会を開かないといけないくらい大変な事だという事を逆に業者に認識させる方が、私は効果があると思います。

委員長 かつては工期の記載は除いておりました。その事で色々この契約の事で、工期について議員の皆様方から色々質問が出る事もありましたので、最近です、工期をきちっと議案書の中に入れるというのは。中川委員、西谷委員がおっしゃるとおりで、やはり、工期が延びた原因というものについても、議会の方で色々議論させていただきたい。私も個人的には思うんですが、他にもそういう意見の方もたくさんおられると思いますが、またそれ以外の意見もございます方。

里川委員 今、建水の方で事前に説明もされてという事で委員長の方から報告あって、建水の委員長である中川委員さんの方でご発言あったんですが、ちょっと参考までに、建水の他の委員さんの状況ですね、建水でどんな意見が出てたのか、という事もちょっとお聞かせいただけたら

など思うんです。

中川委員 工期を延ばす理由については、粘土が岩状態になって、言ったら管4メートル入れるところが1メートルしか入らなかった。だからその粘土の状態が当初より、計画より粘土層が多かった、その理由で工期が伸びますという事だけで、工期を入れる、入れないは建水では議論してませんから、なぜ延びるかという説明だけあって、それを了承してもらえるのかしてもらえないのか、という議論だけだったので、工期については建水では議論してません。

委員長 事前に建水の委員長とも話をさせてもらっていたんですが、工期を記載するかしないかという議論は議会運営委員会という事なので、建水の委員会ではされていないように思います。その理由も割と色々聞いておられたという事は、担当の部長からも聞いておりますが、そういう事もありますので、できたらそのまま記載していくという事でよろしいですか。

三木委員 私、前回の建水、傍聴を欠席したので教えていただきたいと思えます。工事の契約の変更という事で、工期の延ばすという事なんですけど、金額自体には変更はないんですか。

委員長 私も、金額の変更はないと。傍聴してなかったんですが、工期の記載の事とか取扱いの事で担当の部課長と事前に相談もありまして、工期がこうして、3月17日だから、どうして扱わせてもらったという事もあったので、その時に金額の事も聞いたんですが、金額には変更ないという事ですので、その点については、建水の委員会では色々だいぶ話はあった。また、委員長報告として今度報告させていただきます。

飯高委員 その件については、僕が質問させていただいたんですけれども、結

局硬質粘土が出てきたという事で、設計の段階において工事金額を決めるという事にあっては、歩掛りというものがあるんです。その歩掛りに基づいて、金額を積算していくんですけども、その歩掛りの中でも2種類の歩掛りがある。2種類のうち1種類については、例えば粘土、砂質土のやつと岩のやつ、2種類あるんですけども、今回の硬質粘土層についての歩掛りがないと。その事について僕は、例えば2種類の歩掛りに対して、今回、硬質粘土層に対する割増しがないのか云々という事で聞いたんですが、ないと。今回の設計の積算にあっては、歩掛りがないので、積算にあっては変更ができないという事になる。しかし、工期延長という事に対しては、当然人員の増加、また延長について他の職に対する工事の積算のプラスが見込まれるという事は漠然として分かるんですけども、計算上においては無いという事から、今回はそういう変更が無いという事に僕はお聞きしています。

委員長 ちょっと複雑な感じもするんです。なぜその2種類しかなかった、工期の短い、安い方で積算されて、予定価格を出されて落札。その土質より進まない状態、当然、経費がかかって当たり前じゃないかなという素朴な疑問もあるんですが、その点については。

飯高委員 ちょっと補足します。例えばその設計上で、仮に早く進んだからといってそれを減額にするというのもあり得るわけです。今回は逆に硬質に当たって進まない。そしたら硬質ではない、また設計上でない、早く工事が進んだから、早く終わったからそしたら減額にするかという事でもないという事から、その辺は工事中における事であるから、という事でその辺は減額という事に変更はないのではないかと。新たに何か、新たに他の工事がプラスされて材料が混入されたとかいう事であれば発生する可能性もあります。今回はそうでなかったという事です。

三木委員 だいたいお聞きしましたけれども、一つ、逆にお聞きしたいんです

けれども、そういう事は過去にも何度かこういう例はあったのか。それと、確かに工期は延びるけれども、費用的にはその中で納めるという事だと思っんですが、その延びた事によって例えば下水道工事ですので、請負った先のところに、逆に工期が延びる事によって、その他の事にも影響してきて、最終的にはそこのところでマイナスの金額まで出てくるという事はないんですか。

中川委員　　今言っているのは、例えば工期が1ヶ月延びました。そしたら例えばガードマン、警備の。一番単純に言えば警備員を配置している日数が1ヶ月延びるという事だから、そういう事を今みんなが経費が嵩むという事を議論しているけれども、行政としては認められないと。これは今ここで議論するより、初日に担当部に質問してもらった方が早いと思います。3月初日にね。

委員長　　議会の議決案件、5千万円以上の工事ですのでこういう事も議論するんですが、それ以下でしたら工期延長をされていても、担当常任委員会には事後報告という形でされていると思うんです。今回の工期延長についての、提案説明が推進工法で土質のせいだという事で遅くなっているという事で言われているから、色々複雑な要素が出てきていると思う、今中川委員がおっしゃるように。工期がおしていく、最初予定してたのは2.5本くらいなので工期を設定していたらしいんです。推進工法で途中から土質が変わって、専門的になるのかなと思うんですが、推進工法によって何種類もありますので、今請負っている所の工法では、水圧をかけていく中で、硬質粘土の中が、管についてしまうから、他の業者の Patent のある推進だったら押していくんです。だから単価は2種類しかないという事でね。だからそういう事もあるから、やはりなかなか、おしていくのが遅れるから金額を増額というのは、なかなかこちらからも言えないのかなという推測をもっているんです。ただ、設計の段階でそこらがどうして掴めてなかったのかという問題は残ります。だから設計する段階でそういう土質が出てくる

可能性があるのかないのか。またボーリング調査をどれ位でやっているのか。それからこの現場についてはどうも、ボーリング調査は発注せずに、県水でのデータをある程度参考にして、新たにもしていたという事か。そこは私の聞き損いなのか勘違い、私が認識してたのは、建水でのボーリング調査のデータをそのまま、そこから設計を組んだという事で聞いていた。新たに町からボーリング調査をしたというのは、確認できてなかった。そこらの手違いがあったという事なんです。どちらにしても、今、中川議員から発言がありましたように、本来はもう少し建水の委員会に付託して、議論深めていただくという事なんです。事前という事で建水の方でも既に了承もいただいているみたいで、初日の委員長報告、担当の説明の中で、総括質疑の中で議会として色々今後の事もありますので、議論していきたいと思います。この件についてそういう具合にするという事と、それとこういう事もありますので、議会運営委員会としては、全会一致、全員一致で、工期を記載していただいて議決要件の中に、現在と同じように入れていくという事で確認させてもらいたいんですが、それでよろしいですか。

(異議なし)

飯高委員 その契約についてなんですけれども、その期限について、以前に、議会の議決から180日とか、今回は日にちがきちっと〇日から〇日という2種類があるというのは、どういう事ですか。計算すれば分かるんですけど、きちっと日にちを入れるのと、契約から180日以内とか書いている、その辺はどちらの方が。

委員長 議決、議案書に記載するのについても色々検討も加えました。当時の議運の委員長と局長との間でどのような記載が一番いいのか。担当課の職員の方とも相談しました。先ほどから色々議論していただきますように、工事というのは、何日工期というのが計算上になってくるんですね。そしたら今、議会の議決に最終日の日を入れてしまっ

おいたら、これは議会が承認するのを見ながらやっているのか、という事になりますので、当然それは議会の議決後という事。そうした中で〇日としておく方がベターではないのかな。また、その時に計算しないといけない、という話も出てきて、今回の場合については200何日と言っていたのを、議案書の中では予想している事になるけれども、〇日までという記載をしてますので、これも〇日工期という方が私はベターと思うんですが、何か最終的にあの形になったんです。だから、要するに、表現悪いですけども、工期を記載してまで議決要件ではないというような感じで、工期の記載が載っているものはないんですね。局長その点ちょっと補足してもらえますか。

事務局長 工事請負契約については、先ほど委員長の方からございましたように、契約の目的・工法・金額・相手方、この4件があれば、工事請負契約については議決を行う事ができる。それ以外の分については相手方等という欄がございます。これを解釈させていただく中で、今回は入れようという事。今まではこの契約の工期については、請負書の中には記載しておりませんでした。いつだったかは確認できておりませんが、委員さんの中でも色々ご意見があつて、議案書の中に工期も説明いただく事になってますので、入れてはどうかという事です。建設委員会の中でも色々議論された中で今回は入れられたという事で、必ずしも工期は議案書の中に入れる必要はないという事でございます。仮に入れてしまったら、それは全て議案書としてみなされますので、一字一句変更があれば、例え工期の変更であろうと。記載されているものが全て議決の要件に入っていくという事でございます。

中川委員 さっき、飯高委員言っておられたの、3月31日までと入っているのと、契約から180日とあるのと、なぜそういう2種類あるのという事を聞いているのと違いますの。

委員長 今までの議決した中で？

中川委員 工期について、17年3月31日と明記しているものと、契約日から180日間とあるの、その2種類は何故ですか、という事をお聞きしてますねんな。

委員長 この件については、工期を記載しかけたのはたぶん。記憶の中での話になって申し訳ないけれども、例えば入札の結果を議員のところに報告がありますね。あそこには議決後180日と書かれてあったように私は思うんです。それともう一度議案書を見た段階で3月17日になっている。議決を出してくる段階では、私は議決後280日の方がベターであるんだろうと思う。統一させていっていただきたい。それで契約書を交わしてもらう時は、それから計算して、今回の場合は3月17日となりますので、280日、それも記憶が定かではないけど、3月17日で契約ができてきている。そしたら、その3月17日までという工期で住民にも周知しているし、工事を進めている。こういう段階になったら3月17日を今度は5月31日まで、という変更の議案書を作ってもらおうという形の方が、私はいいと思うんです。中川議員がおっしゃるように、議案書の作成の段階で議決後、その時の設計から基づく、280日だったら280日という事で、工期は足りると思うんです。その中で例えば、委員会でこういう話だったら分からない、いつやねん、という事になったら仮の話という事で仮に最終日に議決をいただければ、3月17日ですと。これは参考意見として担当が口頭で説明すれば事足りるのではないかなと思いますので、その点もまた局長の方からも色々整理していただきたいと思いますし、今、議運の皆さんで、今のこの議案については確かに3月17日、議会の議決後、そうになっているんですが、今後この種の議案につきましては、議決後その工期、280日というような形で議決をとっていただきたい。

中川委員 議決をとって契約した後にははっきりした月日が出るという事ですね。それが普通だと思います。

委員長　　そういう具合に改良していきましようか。その点もどうですか。重ねてお聞きしたいのですが。そういう形で扱っていくということで、確認したという事で、皆さんに報告しましようか。

（ 異議なし ）

委員長　　そういう事で、議決後、何日間という事で、議案書は今後出していただくという事で、この件につきましては、今後そのように取扱っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長　　それでは次に、日程 34. から日程 36. までの五條市合併にかかる案件については総括質疑の後、委員会付託ということによろしいか。

（ 異議なし ）

委員長　　異議なしと認めます。

次に、日程 37. 諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦から日程 45. 同意第 8 号、政治倫理審査会委員の選任について（その 7）までは委員会付託を省略し、初日の本会議で提案説明を受けた後、諮問、同意について諮ってもらうということで、また、政治倫理条例審査会委員の選任について同意を求めることについて（その 1）から（その 7）までは、一括議題として進めてもらい、同意についても一括して原案同意を求めるということで合わせて確認しておきたいと思いますが、よろしいか。

中川委員　　一括で上程して、総括で審議したら、例えば、その 3 の人がだめだという事になると、一括していたらみんなだめなようになるんですか。確認だけ。

委員長 本来の扱いは、一括上程をして、ひとつずつ諮っていくのが本筋だと思うのですが、政治倫理審査会委員の選任については前回もそのように扱ってきたのですが、その点については少し補足説明を。

事務局長 議事の取り扱いについては必ず1件ずつ、審議をして、そこで議決をいただくとなっているんですが、一括議題としてする時にも議員の意見を聞きます。それから、一括同意する事についても、よろしいですかという事で、意見を議長の方から言われますので、その時に、例えば、誰々の分については異議があるということでは異議ありという形になってきます。それでなければ、一括同意する事についてはそのまま進めていただけるという状況で、前回の政治倫理審査会についても、人数もかなり多かったので、一括原案同意について、議長の方で進められました。そのように取り扱いをされています。

中川委員 一括同意で進める中で、例えばその1の人が、私は具わいが悪いと言ったら、全員がだめになるのですかという事ですか。

委員長 まず、一括審議についても議長から諮られますので、それは皆さんに1回聞かれます。それで、今の意見を言っていただきます。そして、質疑を終結した段階で、議長から一括原案同意を求めるという事についても諮られるという事なんです。その時に議員の中から、だめだと、ひとりずつやってくれという意見が出たら、ひとりずつ諮っていかれますので、そしてその中で、この方については不適當だと、同意できないというようになってくると思うんです。だから、一括同意を求めるという事で、議長から諮られた時点で異議ありという事になれば、ひとりずつとなりますので。

中川委員 そこで異議がないという事は問題ないという事だものね。

委員長 そういう事です。そういう事になってくると思いますので、それで

言ってくれる。中川委員がおっしゃるように、ひとりがだめだと、そうしたら全部が同意できないというのではないから、そのように諮っていきたい。ただ、本来は先ほど言いましたように、ひとりずつ、その1からその7までを諮っていただくのが、本筋といたしますか、進め方として、合理化といたしますか、そういう形で議長から1回ずつ、諮って、ひとりずつ諮っていってもらふ事を省略するというのではなくて、1回それを確認してもらいますので、その時に、もし都合の悪い、同意し難いという方がおられるらしたら、その時の進め方について異議ありと、そうしたら、議長の方でひとりずつ諮っていきますので、そのように思いますので。

委員長　　今回も、そういう進め方をさせていただくという事で、皆さんに報告しますし、議長にもそのように進めてもらうということで確認を致しておきます。

委員長　　次に、日程46、報告第4号、文化振興財団事業計画の報告及び、日程47、報告第5号、土地開発公社事業計画についても、初日の本会議で委員会付託を省略し、報告を受けるということで確認を致しておきたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

委員長　　それでは、そのように進めてもらうということで確認をしておきたいと思います。

付議予定議案については、以上ですが、全体での何か質疑等がございましたら、お受けいたしたいと思いますが。

(質疑なし)

委員長　　次に、陳情書等についてを議題と致します。

現在まで、議長宛てに2件の意見書提出の陳情がまいています。

まず、事務局長の方から経緯等について説明していただくことと致します。

事務局長 お手元に資料として提出させていただいております。来ている相手方は違うのですが、内容については同じ内容でございます。内容は、「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情という事で、日本国家公務員連合会、奈良県国家公務員労働組合共闘会議ということで2件まいています。内容でございますが、裏面に意見書案が出ておりますが、三位一体の改革によるもので、それぞれ同一の意見書案が提起をされております。一つには住民に対する行政サービスの確保に必要な権限と財源を確保する事、二つには国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や「市場化テスト」は行なわない事、三つには人材確保を困難にし、地域経済を疲弊させる公務員賃金への地域間格差の導入は行なわない事、これらを意見書案の中に入れて出していただきたいという事で、いずれも郵送をされて着ましたので、1月24日と2月18日付で、受付をさせていただいておりますので、この取扱い方について委員の皆様方の方で、ご協議の方、よろしく願いいたしたいと思っております。内容については省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

委員長 それでは、本件の取扱い方について、同じ陳情内容ですので、一緒に諮っていきたいと思っておりますので、皆様方のご意見をお伺いいたしたいと思っております。

西谷委員 郵送という事ですし、議員に配布という事にして、どうしてもこれを意見書したいという議員がおれば、その方が発議されて、提案されたいと思っております。

委員長 配布という事で、西谷委員がおっしゃるように、議員の方でそれを

見て、意見書を提出したい方は、議員発議という形をとっていただければという事なんです。他にございませんか。

(その他意見なし)

委員長 議長もそのようによろしいですか。

議長 結構です。

委員長 本件の取扱いについては、委員からご意見をいただいておりますように、配布ということで取扱いをさせていただくという事で確認をさせていただきます。

委員長 それでは、協議事項1. については以上で終わります。
ここで植村部長には他の公務もありますので、ここで退席していただくことと致します。大変ご苦勞様でした。

午前10時25分まで休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時26分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、議会運営委員会の継続審査案件となっております、2. 議員定数のあり方についてを議題と致します。

本件の審議にあたって、委員から斑鳩町と類似市町村のデータ収集を求められており、事務局で資料を用意してもらっておりますので、まず、事務局から提出資料についての説明を求めたいと思います。

事務局長 お手元に類似市町村団体の人口類型同一団体一覧総括表、奈良県内の各議会の状況等について資料として添付をさせていただいております。

す。

まず、類似団体でございますが、番号1番から74番まで、斑鳩町と人口的に類似している団体ということで、人口類型、産業構造類型、人口、面積、議員定数、備考欄に各町村における現在の合併協議会、またそれに関連します状況が確認できた段階について記載をさせていただいております。

人口類型につきましては総括表でございますように、2次産業、3次産業の何%以上、未満など、そういった区分で1番から4番までに類型をされております。また、1から74についての詳細でございますが、かなり資料的には多い内容になってございますので、本日は総括表ということで資料を提出させていただいております。ご質問等ございましたら、事務局でお答えさせていただくということで、資料は用意させていただいておりますが、総括表でご覧いただければと思います。

もうひとつが議会の状況でございます。3種類がございます。ひとつは、定例会・臨時会・委員会・付託事件等に関する調べ、議会組織・構成・議員報酬等議会に関する調べ、議会費当初予算額に関する調べでございます。この分類の仕方等について、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。この資料につきましては、全国町村議会議長会におきまして、平成15年7月1日現在で全国2,508団体の中で集計されておりましたものを、斑鳩町の方でピックアップいたしました。特に関連いたします部分を別途資料として作成をさせていただきました。平成15年7月1日現在では、2,508団体になっておりますが、市町村合併等がございまして平成16年では2,404団体という事で、かなり現数的には減っております。それから、人口区分ですが、平成15年7月1日の住民基本台帳人口を参考に取扱いをさせていただいております。この中で人口区分がA B C Dというランクになってございます。斑鳩町はこのDランク、2万人以上という事で分類をされております。全国2,508団体の中でAランクにあたりますのが705団体、B団体が820、Cの団体が678、Dの区

分では305団体、全体の12.8%でございます。また、1町村の平均人口は10,592人となっております。奈良県の37町村においては、Aランク15町村、Bランク9町村、Cランクでは7町村、Dランクでは9町村、全体で24.3%となっております。県の町村の平均人口は10,890人、そのうち斑鳩町が該当しますD区分での平均人口は25,543人でございます。町村規模としては斑鳩町は多いところにあるという状況でございます。それから、2つ目の議員の定数でございますが、1町村あたりの平均法定数、上限数という事になってございますが、20.5人でございます。これは、15年7月1日現在でございますが、平成16年には19.7という事で若干減っておりますが、これから平成17年3月に向けまして、各市町村も色々合併が進んでおりますので、まだ定数等については現在協議中のところも数多くございますので、実際の現員数については今のところ把握はいたしておりませんので、よろしくお願いたしたいと思っております。1町村の平均の条例定数では、平成15年7月1日現在では15.2人でございます。平成16年では15人という事で若干減っているという状況でございます。それから次に議長の任期でございますが、議長任期については、議員の任期と同じように4年という事になってございますが、全国的にも色々議会の中でしんし協定とかを結ばれまして、色々取扱いをされておられますが、法定の4年通りの任期をとっておられる所は全体の47.2%の1,183議会では法定の4年という事で議長任期をとられています。それ以外、法定以外の2年という所が全体の41.8%、約1,050議会、1年が全体の8.9%で223議会というところがございます。次に議員の報酬等でございますが、これも平成15年7月1日現在で、全国平均で見ますと議長は29万3,304円、副議長は23万6,526円、議員は21万5,551円、また各常任委員長、議会運営委員長等で別途報酬という形で分類をされているところが、常任委員会の委員長では1,310議会では委員長報酬というのを設けておられます。また、議運の委員長報酬は1,158議会と同じように取扱いをさせておられ

ます。次に議員報酬の町村長給料に対します割合でございますが、全国平均で議長が38.5%、副議長が31.1%、議員が28.3%等でございます。また、人口規模の大小によりまして差がございますが、区分のDと区分Aとの差では相当開きがございます。約8万円位の差がある所がございます。また、この議員報酬の設定にあたりまして、特別職の報酬等審議会を設けておられる所は2,241町村で、全体の89.4%が特別職報酬等審議会がこの議員報酬等について審議をしていただいで決定をされているというところでございます。ちなみに奈良県の平均では議長が31万7,618円です。最高のところが39万円、最少のところが25万円となっています。副議長が県の平均では、26万3,811円、最高が33万5,000円、最少が19万5,000円でございます。議員の平均が24万5,119円、最高では32万円、最少では17万5,000円でございます。また、この全国平均及び県の平均から見ますと、斑鳩町は報酬額については高いところがございますが、県の区分のDにおいてはほぼ平均的なところに位置しているという状況でございます。次に、議会費の状況でございますが、平成15年度の当初予算ベースで見ますと、1町村あたり議会費の額が8,804万円、一般会計総額に占める割合は一般会計総額では平均47億4,782万6,000円という事で、1.9%となっております。斑鳩町では全国平均より低いところがございますが、県の平均でいきますと、比率は1.5%でございます。区分Dでは、斑鳩町は若干低くなっておりますけれども、1.4%でございますが、ほぼ一般会計総額との比率でも標準的な割合だという状況でございます。それから、次に定例会・臨時会・委員会・付議事件等に関する調べでございますが、これも資料提出をさせてもらっていますので、報告させていただきます。まず、定例会本会議の日数でございますが、奈良県での平均は9.9、全国平均は12.4。斑鳩町は年4回の定例会で延べ16日でございます。一定例会の平均が約4日、このうち一般質問が2日となっております。県及びDランク、全国平均より斑鳩町は会議日数は多いという状況でございます。次に傍聴

者でございますが、斑鳩町は定例会における平均傍聴者数は34.8人、延べ人数で139名という事で、県内でも多いところに入っております。県の平均は41.3人、Dランクでは89人、全国の年間延べ人数の平均は59.1という事でございます。次に会期日数でございますが、全国町村議会の全国の年間の平均会期日数は定例会が35.41、臨時会が3.3日で、定例会、臨時会を合わせますと38.7日で、年間15.6日でございます。斑鳩町は84日、平均で20日でございます。次に議案の件数でございますが、全国の平均では定例会で92.7件、臨時会では10.2件、計102.9件、このうち市町村長の提出が89.3件で、全件数の86.8でございます。条例については95.4%が市町村長提出でございます。斑鳩町議会の平成15年度は101件でございます。次に審議の方法でございますが、提出案件102.9件のうち、本会議審議が75.4、委員会付託は27.5という事で、斑鳩町は委員会主義をとっておりますので、件数が高くなっているという状況でございます。次に請願・陳情でございますが、請願は全体の66.4%にあたります1,665議会で年間6,685件、平均4.0件が受理されております。この請願の処理については所管委員会の付託が全体の74.5%、本会議即決が1,550件、約21.8%、その他議運資料配布、特別委員会付託等となっております、平成14年でございますが、斑鳩町は陳情が2件という事で、県の平均よりは少ない状況にありますが、Dランクにおきましては、ほぼ同程度の件数という事でございます。次に一般質問の状況でございますが、定例会での一般質問は全体の99.2%、約2,450弱の議会で行われておりまして、臨時会で29議会で一般質問がされたところでありまして、質問者は1議会平均で延べ24.5人、実人数では12.1人というところでございます。次に常任委員会でございますが、委員会は人数によっても色々分かれてくるところでございますが、2～3委員会に分かれておりまして、年間延べ16.8日、付議件数で会期中は9.6日、閉会中は4.8日、所管事務調査は会期中5.3日、閉会中9.2日という事で開催をされてお

ります。次に費用弁償ですが、本会議出席に対します一人一日分の費用弁償を支給されておられるところは、全国ではまだたくさんございまして、1,422議会では支給をされております。その支給されておられるところの平均は、一回当たり1,890円、委員会出席につきましては1,601議会で、平均で1,956円。その他の分については549議会で平均1,842円が支払われております。斑鳩町は平成10年度から議員提案で廃止をされております。県内では、16議会で現在費用弁償が支給されているという状況でございます。以上、全体の簡単な説明でございましたが、資料作成いたしました中で、ご説明させていただきましましたので、この資料等に参考にこれから議論を深めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま説明のありました内容について、質疑意見等あればお受け致します。

三木委員 確認ですが、今の説明の中で、議員定数で平成15年度の平均が20.5、16年度が19.7ということですが、備考欄を見ますと合併して市になっているという所があるんですが、市になっているという所の定数は、当然、議員定数は減ってきての数字と解釈していい訳ですね。

事務局長 ここに書いております議員定数というのは、市になっておるところは議員定数のところが記載しておりません。何々市という事で、記載をしておりませんので、町村から除外されますので入れておりません。それ以外につきましては、いついつ合併協議会が廃止する予定であるとか、いつにどここの市に移行されるという状況で、その現在の状況で合併して市になるところ、合併して新たに町として枠組みされる所もあると思いますが、この議員定数については調査時点という事で、ご理解をいただければと思います。

三木委員 例えば4番目の静岡県の菊川町、これについては17年1月17日菊川市になるけども、この資料は菊川町の時の定数18であるという、そういう解釈でいいですか。

事務局長 そういう事でございます。

里川委員 まだまだ分析したり、色々したいと思っておりますが、とりあえず、今見ている中で思った疑問なんです、広陵町の場合、ここに定数が16というふうに書かれているんですが、2年ほど前に広陵町に行った時には定数が16ではなかったというふうに認識しているんです。広陵町16になっているんだしたら、確か18ぐらいあった筈なんです、いつ16に減ったのかというのが分かれば、教えていただきたいと思うんです。私の中では18だったんで、認識は。

事務局長 全国議長会の資料で見ますと、議員定数は平成4年5月の時点で16ということで、インターネットでは出ておりますので、それが訂正されておられるのかどうかは、確認していませんが、インターネットの中では議員定数は16人で、各常任委員会も6、5、5で広陵町はされておられると。

里川委員 5年からですか。

事務局長 いつからというのは、ちょっと分かりませんが、平成4年の5月の時点では、もう既に16人。2004年の時点では16人という事になってございますが。

委員長 後でちょっと調べて。もしかしたら、去年から2名減での条例改正して、選挙だったのかも分かりませんので。

里川委員 その辺、経緯なども事務局も調査していただけたらと思いますが、私も調査をさせてもらいたいと思いますので、それは結構です。

委員長 他、ございませんか。
資料についての事なんですけど、今日、配布させていただいて、直ぐにというのは、なかなか質問事項というのにも。

中川委員 1点だけ。合併協議会が解散になって、合併を進めていた7町で他の町議会で、議員定数のあり方について協議している所はあるんですか。

事務局長 完全に掴みきってはいないのですが、直接議員定数に踏み込んでおられるという状況は、直接的には聞いておりませんが、全体の中で経費削減とか、されておられるところはございますが、議員定数についてどうしようかという事で、別個に審議されておられるところまで来てないというような感じで、また、今回、県の議長会の関係、7町の議長会の関係でも視察に行く予定がありますので、その時に議長の方からも全体の状況を聞いていただくか。

委員長 議員定数については、次の選挙までに条例を改正しておこうという事で、19年4月ですので、新年度からぼちぼち審議してされていかれる町も多いのではないのかなと、個人的にはそう思っています。
ただ、議員の報酬については予算もありますので、考えておられるようにある議会もあるようにも、漏れ聞いておりますが、それは7町の中でもあるように聞いておりますが、議員定数については、私どもの方も、丁度、議員定数のあり方についてを継続審議としておりましたので、直ぐにこうして行ける、こうして行けるという段階になっていると思いますので、近隣の他町については、まだ動きはないようにも思いますので。

三木委員 個人的な情報ですが、平群と安堵がこの定数について動きかけてます。平群についてはどこの委員会でやろうかという事で進めているようです。安堵町の方は、既に定数も何人ぐらいという事が出ていると聞いています。

西谷委員 資料は確かによく分かるのですが、大体、予想していたような数字なんです。ただ、今のこういう現状だからこそ、合併とかによって全体の総枠を減らしていこうという事になっているんだから、これを見て、うちやったらまだまだ行けるやなくて、これであかんかったから合併という部分を国が進めてきて、斑鳩は単独で行くということにしたんだから、当然、その中で住民の皆さんに相当、財政状況なんかでも合併の地区の説明会の中では財政難やという事を、少なくとも言ってきている訳ですから、その中ではやはり私は、議員定数というのは当然、減らすべきだというふうに思いますし、所詮、議員報酬を多少下げたからといって、実際の率からいったら、ほとんど大した数字にならない。これは特別職の町長の10%やなんやかんや言っても、結局は1,000万円も届かないような下げになってきたら、だったら議員定数を減らすというのは大前提だと思いますし、住民の人を合併がなくなってからずっと、歩いて町内の住民の皆さんの声を聞いていますが、やっぱり、議会がやっている活動が住民皆さんに浸透していないのか、という部分もあろうかと思うのですが、やっぱり、そんなぎょうさんいらんやろというようなというのが、住民の声だと思いますので、是非とも、確かに、奈良県の状態、或いは全国の類似町村の団体という、今の現状の中ではよく分かる資料を提供してもらったと思うのですが、我々がこれを見る場合にはそういう事を前提にしながらも、抜本的に合併をしないという事を選択した斑鳩町として、議員自身が覚悟を決めないといけない時期だという気がします。

委員長 今、西谷委員がおっしゃった通り、合併議論の中には小さな自治体では議会というものが、今後、どうあるべきかという事もありますし、

それが果たして議会であるのか、それと全くは私は一緒なんですね、今度提案されている町長10%カットとか、管理職の手当を下げるという、当初は1,000万円そこそこのあれだったんですが、また、管理職手当も、部長からの説明で、前回は1,000万ぐらいだったのが、端的に言えば、議員定数を2名削減する事によって、1,000万は突破する。だから、議員報酬云々よりも、やはり定数問題。だけど、そこに色々議会としての人数はどうあるべきなのかという事も、やはり議論をしておく必要があると思います。それが、自治体の議会、自治法で定められた議会と違うのかという事も議論していかなければいけないと思います。合併をしないと、一応、町長からもそういう方針が打ち出されて、議会も異議なしということで、そうしたら直ぐに議員を今、定数を削減できるかといったら、これは出来ない話で、次の選挙の時までに条例を改正していく。それを議論してもらって行く訳なんですが、なかなか住民の皆さんは合併をしないのだから直ぐに議員の定数を減らせと。いつ頃にそれを出せるのかなということもありますので、なるべく早く、次回の選挙からということで、対処していきたいと思いますし、それが住民への説明であって、多分、合併しないということを決めたのに、直ぐに議員を減らしてないやんかと言われる事もあるかなと思うのですが、それは出来ない話なんで、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

中川委員　今現在16名いる議員の中で、議運で7名ですか、この議論を進めて行くべきなのか、逆にこの議論を、全協でも意見を聞いて、全議員で意見を出し合うという議論の仕方というのは考えられないのか、お聞きしておきます。

委員長　勿論、議運でまず、色々なたたきというのですか、それらを作って、こういう意見もあって、こういう具合の人数がどうだろうということで、それを報告して全協でも何回か、その事だけででも、議論もしていただかなければいけない事で、最終的に条例改正というかたちで、

なってくると思います。私は、今の議運のメンバーで色んな資料づくりとか、考え方を纏めさせていただいて、それが5月までの任期ですので、そのまま引き継いでもらえるような形になるのか、まだ時間的な事もあるし、方針だけを固めさせてもらって、次の議運の委員会に委ねると、お願いすると。そして、その中で熟してきたものを、何回か、やはり全協でも報告していただかなければいけない。そういう事になってくると思います。早急に、この議運だけで決定して、議運で議員提案で条例を何名にするというように、それは不可能。議員さんらに、ご理解得られないと思いますし、仮に17年の4月に選挙だったらそういう訳にもいかんだろうけど、19年ですので、最終的には18年の12月議会、来年度でも間に合うのかな。

中川委員 委員長の説明にあったように、色んな資料集めをして、この今の議運でたたき台を作りたいと、それを報告して、みんなの意見を聞いてという話だけど、たたき台を作る前に、一度全議員の意見も聞いて、そのたたき台を作ってもらおうという過程を、一つ入れてもらった方がいいかなと。

委員長 そうですね、というのは、西谷委員もおっしゃったように、やはり単独でいく限り議員定数を減らさなければいけないという事を、全議員で確認している場所はないんです。だから、議長の方から、皆さんどうですかという事を聞いてもらう必要が、私も合併には推進で来た中では、そういう事で、当然という形で、もし単独になったら当然、減らさないといけないという、当然、議員としてはそうだと思っているんだけど、それをやはり、1回全協で、議長の方から確認してもらおうなりしてもらおう。議運の方からそういう申し入れをしておきたいと思います。それでよろしいですか。

三木委員 私もそれでいいと思うのですが、ただ、全協とした場合、今の全協というのは、どの日に、例えば、この3月議会の前にやりますね、最

後にもありますが、私はこの議員定数の件については、議会の前の全協でやるには時間が足りないんじゃないかと思うので、出来れば、定数だけの事について全協をまた設けてもらった方がいいのではないかなと思う。

委員長 他の委員さんどうですか。そうしてもらっておく方が、議運の議論の仕方も、全議員の認識を捕まえなくて、議員定数のあり方ということしか報告してませんので、減らしていくという全体の意思決定をいただいてから、進めた方がもっと確実なものになるだろうという事なんです。その事について、三木委員からそういう、開会の前の全協でそういう事を議論するのは時間がないんじゃないかなという事なんです。どうしたらいいかな。別に設けてもらうということも、一つの方法なんです。

中川委員 初日は大体、お昼に一般質問のくじ引きをして終わっているぐらいだから、夕方まで役場にいてるけど、十分議論は出来ると思います。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時18分 再開)

委員長 再開します。

ただいま休憩中に色々話をさせていただきました事について、全協の事でもありますので、局長の方で整理をして、皆さんに報告していただいて、皆さんのご協力を得たいと思いますので。

事務局長 議運の中で、色々のご審議をいただいた中で、議運以外の議員の方々、全員協議会の中で他の議員さんの意見も聞く方がいいのではないかと、議会運営委員会としては定数については減らしていく事になるという

意見で、大体、固まっているようではありますが、実際、それを進めるに当たって、意見としても聞かせてもらう必要があるのではないかという事で、初日、当日の時に議運の委員長から、議会運営委員会の中でこういう議論がありまして、全員協議会でご意見を聞いていただきたいという意見があったと、言って、議運の委員長報告の中でしていただき、その後、議長の方で、再度、全員協議会ですので、議長の方から他の議員さんの意見も聞かせていただきたいと。その意見を持って、議会運営委員会でさらに審議を進めていただくという段取りで、当日お願いしたいと思いますので、そういう形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 そのようにさせていただきたいと思います。そしてその色々な意見をいただいた段階で、開会中の議会運営委員会で定数のあり方についても議論を深めていきたいと思いますので、本日については、この件につきましては終わりたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

委員長 次に、2. その他についてを議題と致します。
委員さんの方で、質疑意見等がありましたらお受けしてまいりたいと思います。質疑意見等のある方はどうぞ。

(質疑なし)

委員長 他にありませんか。
議長の方からありませんか。

(議長報告なし)

委員長

事務局の方からはありませんか。

(な し)

委員長

他にありませんか。

他にないようでありましたら、本日の議会運営委員会はこれで終わりたいと思いますがよろしいか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。定例会初日には、特に審議を要する案件がないようでありましたら、委員会は開かせていただかないということで、確認をさせていただいておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

初日にどうしても委員会を開く必要が出てまいりましたときには、正副委員長の判断で、議会運営委員会を開かしていただくかもわからないということで、お含みおきいただきたいと思います。

以上を持ちまして、本日の議会運営委員会を終了させていただきます。どうもご苦労様でした。 (午前11時23分 閉会)